

## 消防計画に追加する場合【洪水】

### 1. 計画の目的に「水害時の避難」を追記

計画の目的に、「水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保」を加える。

#### <記載例>

(目的)

第〇条 この計画は、〇〇法第〇条第〇項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

### 2. 洪水時の防災体制の項目の追加

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載する。

#### <記載例>

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時には、次の防災体制をとる。

#### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表 ・氾濫注意情報発表 (僧都川)(御荘水位観測所)地点	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・洪水警報発表 ・氾濫警戒情報発表 (僧都川)(御荘水位観測所)地点	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・氾濫危険情報発表 (僧都川)(御荘水位観測所)地点	施設内全体の避難誘導 (屋外へ避難することが危険な場合は、施設内での避難とする。)	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

※愛媛県「河川砂防情報システム」や国土交通省「川の防災情報」のサイトから僧都川の水位情報を確認することができます。情報収集する場合にご活用ください。

### 3. 洪水時の避難誘導の項目を追加

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。  
※地震時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することによい。

#### <記載例>

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、次のとおり行う。

#### (1) 避難場所（避難所や近隣の安全な場所）

避難場所は下表のとおりとする。

施設全体が浸水するおそれがある場合や、長期的に孤立するおそれがある場合、立退き避難（水平避難）を行う。想定浸水深が浅く、家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

立退き避難（水平避難）の場合			
	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所 1	〇〇〇〇（系列施設）	1 5 0 0 m	・徒歩 ・車両 2 台
避難場所 2	△△小学校	5 0 0 m	・徒歩
屋内安全確保（垂直避難）の場合			
	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保	本施設（会議室）	2 階	・エレベーター ・ストレッチャー

#### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、別紙【施設周辺の避難経路図】のとおりとする。

#### (3) 避難誘導方法

避難場所までの移動距離及び移動手段は以下のとおりとする。

- ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。
- ・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・浸水するおそれのある階または施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

別紙 【施設周辺の避難経路図】（略）

#### 4. 避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。

※震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することにより。

##### <記載例>

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

#### 避難確保資器材一覧 (不足分の追加)

備蓄品	
情報収集・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿(従業員、利用者等) ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料
施設内の一時避難	・水(1人あたり 〇 ℓ) ・食料(1人あたり 〇 食分) ・寝具 ・防寒具
衛生用品	・おむつ ・おしりふき ・タオル ・ウェットティッシュ ・マスク ・ゴミ袋
医薬品	・常備薬 ・消毒液 ・包帯 ・絆創膏
その他	・ブルーシート ・発電機 ・延長コード ・ポリバケツ

#### 浸水を防ぐための対策

・土嚢 ・止水版 ・その他 ( )

#### 5. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

※実情に応じ、各施設の判断で消防計画等上、実施している教育・訓練をもって代えることができる。

##### <記載例>

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

- (1) 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。